

【新旧対照表】

○四万十町行政組織条例（抜粋）

改正後		改正前
(分掌事務)	第2条 前条に規定する各課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。	(分掌事務)
		第2条 前条に規定する各課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。
総務課～税務課（略）		総務課～税務課（略）
町民課		町民課
(1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事項	(1) 戸籍、住民基本台帳、 <u>外国人登録及び印鑑登録に関する事項</u>	(1) 戸籍、住民基本台帳、 <u>外国人登録及び印鑑登録に関する事項</u>
(2) 国民健康保険及び国民年金に関する事項	(2) 国民健康保険及び国民年金に関する事項	(2) 国民健康保険及び国民年金に関する事項
(3) 老人保健医療に関する事項	(3) 老人保健医療に関する事項	(3) 老人保健医療に関する事項
(4) 後期高齢者医療に関する事項	(4) 後期高齢者医療に関する事項	(4) 後期高齢者医療に関する事項
(5) 人権対策及び男女共同参画に関する事項	(5) 人権対策及び男女共同参画に関する事項	(5) 人権対策及び男女共同参画に関する事項
(6) 児童福祉のうち保育所及び子育て支援に関する事項	(6) 児童福祉のうち保育所及び子育て支援に関する事項	(6) 児童福祉のうち保育所及び子育て支援に関する事項
環境課～上下水道課（略）		環境課～上下水道課（略）

○四万十町印鑑条例（抜粋）

改正後		改正前
(登録の資格)		(登録の資格)
第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、 <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、四万十町（以下「本町」という。）の住民基本台帳に記録されている者（15歳未満の者及び成年被後見人を除く。）とする。</u>	第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、 <u>次に掲げる者（15歳未満の者及び成年被後見人を除く。）とする。</u>	第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、 <u>次に掲げる者（15歳未満の者及び成年被後見人を除く。）とする。</u>
	(1) <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、四万十町（以下「本町」という。）の住民基本台帳に記録されている者</u>	(1) <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、四万十町（以下「本町」という。）の住民基本台帳に記録されている者</u>

改正後	改正前
(登録申請の確認) 第4条 (略) 2 前項の確認は、登録申請の事実について登録申請者に対して郵送その他町長が適当と認める方法により文書で照会し、期限を付して、その回答書及び町長が適当と認める書類（以下これらを「回答書等」という。）を持参させることにより行うものとする。ただし、登録申請者が自ら申請した場合の確認は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うことができる。 (1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で本人の写真を貼付したもの又は<u>特別永住者証明書若しくは在留カードの提示があったとき。</u> (2) (略) 3・4 (略) (登録印鑑の規制) 第5条 (略) 2 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録をすることができない。 (1) 住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名又は<u>通称以外の事項を表しているもの</u> (3)・(4) (略) (5) 印影を<u>鮮明に表しにくいもの</u>	(2) <u>外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき、本町の外国人登録原票に登録されている者</u> (登録申請の確認) 第4条 (略) 2 前項の確認は、登録申請の事実について登録申請者に対して郵送その他町長が適当と認める方法により文書で照会し、期限を付して、その回答書及び町長が適当と認める書類（以下これらを「回答書等」という。）を持参させることにより行うものとする。ただし、登録申請者が自ら申請した場合の確認は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うことができる。 (1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で本人の写真を貼付したもの又は<u>外国人登録証明書の提示があったとき。</u> (2) (略) 3・4 (略) (登録印鑑の規制) 第5条 (略) 2 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録をすることができない。 (1) 住民票又は外国人登録原票に記載されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組合わせたもので表されていないもの (2) 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの (3)・(4) (略) (5) 印影が<u>不鮮明なもの</u>

改正後	改正前
(6) (略) 3 町長は、2－(1)及び(2)にかかわらず、<u>外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合せたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u>	(6) (略)
(登録事項) 第7条 町長は、<u>印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）を備え、印鑑の登録を受けるべき者について印影のほか、次に掲げる事項について登録する。</u>	(登録事項) 第7条 町長は、<u>印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）を備え、印鑑の登録を受けるべき者について印影のほか、次に掲げる事項について登録する。</u>
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 氏名 <u>外国人住民にかかる住民票に通称が記録されている場合には、氏名及び通称</u>	(3) 氏名 <u>外国人については、登録通称名を含む。</u>
(4)～(6) (略)	(4)～(6) (略)
(7) <u>外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている指 名のカタカナ表記又はその一部を組合せたもので表されている印鑑により登録を受 ける場合には、当該氏名のカタカナ表記</u>	
2・3 (略)	2・3 (略)
(登録事項の修正)	(登録事項の修正)
第11条 (略)	第11条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 町長は、登録事項に変更があったことを知ったときは、<u>住民基本台帳により当該登 録原票の登録事項を修正するものとする。</u>	3 町長は、登録事項に変更があったことを知ったときは、<u>住民票及び外国人登録原票 により当該登録原票の登録事項を修正するものとする。</u>
(印鑑登録の抹消)	(印鑑登録の抹消)

改正後		改正前
第13条 町長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。	(1)～(4) (略)	第13条 町長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。
		(1)～(4) (略)
		(5) 氏又は名の変更に <u>により登録を受けている印鑑が、第5条第2項第1号に該当することとなったとき。</u>
		(6) (略)
		2 (略)

〇四万十町手数料条例 (抜粋)

改正後					改正前				
別表 (第2条関係)					別表 (第2条関係)				
区分	手数料の名称	単位	金額	適用	区分	手数料の名称	単位	金額	適用
(略)					(略)				
戸籍	戸籍 (全部・個人) 事項証明、謄抄本の交付	1 通	450円		戸籍	戸籍 (全部・個人) 事項証明、謄抄本の交付	1 通	450円	
	除籍・改正原戸籍 (全部・個人) 事項証明、謄抄本の交付	1 通	750円			除籍・改正原戸籍 (全部・個人) 事項証明、謄抄本の交付	1 通	750円	
	戸籍に記載した事項に関する証明	1 件	350円			戸籍に記載した事項に関する証明	1 件	350円	
	除籍に記載した事項に関する証明	1 件	450円			除籍に記載した事項に関する証明	1 件	450円	
	身分証明書の交付	1 通	350円			身分証明書の交付	1 通	350円	
	届出・申請の受理又は届書その他の受理した書類の記載事項の証明書の交付	1 通	350円	ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子		届出・申請の受理又は届書その他の受理した書類の記載事項の証明書の交付	1 通	350円	ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子

改正後					改正前				
	離縁、又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円とする。	書類 1 件につき	350円	届書その他受理した書類の閲覧	書類 1 件につき	350円	離縁、又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円とする。		
				外国人登録	外国人登録原票の写し又は記載事項証明書の交付	1 通		200円	
(略)									
農業委員会	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に係る嘱託登記	1 件	5,000円	農業経営基盤強化促進法に係る嘱託登記	1 件	5,000円			
		1 件	2,000円	非農地証明書の交付	1 件	2,000円			
		1 件	200円	各種証明書の交付	1 件	200円			
		1 件	200円	納税証明書の交付	1 件	200円			
		1 枚	無料	納税通知書、納付書の再交付	1 枚	無料			
税	諸税及び公課に関する証明書の交付	1 件	200円	諸税及び公課に関する証明書の交付	1 件	200円			
		1 件	200円	住宅用家屋証明の交付	1 件	200円			
		1 件	200円	不動産に関する証明書の交付	1 件	200円			
		1 件	200円	営業に関する証明書の交付	1 件	200円	所得証明で対応		
		1 件	200円	固定資産税課税台帳の閲覧	1 件	200円			
	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）に基づく住	1 件	1,300円	租税特別措置法施行令に基づ	1 件	1,300円			

改正後					改正前				
宅用家屋証明申請 公簿、公文書及び図面の閲覧 公簿、公文書及び図面の証明書の交付 優良宅地造成認定申請手数料 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	1 事 項 に つ き		200円		1 事 項 に つ き		200円		
	1 事 項 に つ き		200円		1 事 項 に つ き		200円		
	1 件 に つ き		86, 000円		1 件 に つ き		86, 000円		
	1 件 に つ き		6, 200円		1 件 に つ き		6, 200円		
	1 件 に つ き		8, 600円		1 件 に つ き		8, 600円		
	1 件 に つ き		13, 000円		1 件 に つ き		13, 000円		
(略)					(略)				

○四万十町火葬場条例（抜粋）

改正後					改正前				
(使用の許可)					(使用の許可)				
第5条 （略）					第5条 （略）				
2 町長は、前項の許可に際し、死亡時に本町の住民基本台帳に記録されている者（以下「町内死亡者」という。）に係る使用に支障を及ぼすおそれがあるとき					2 町長は、前項の許可に際し、死亡時に本町の住民基本台帳に記録又は外国人登録原票に登録されている者（以下「町内死亡者」という。）に係る使用に支障を及ぼすおそれがあるとき				
は、町内死亡者以外の死亡者に係る使用を制限することができる。					それは、町内死亡者以外の死亡者に係る使用を制限することができる。				
3（略）					3（略）				
別表 （第7条関係）					別表 （第7条関係）				
(略)					(略)				

改正後		改正前
備考	1 「町内」とは、死亡者が死亡時に本町の住民基本台帳に記録されている場合をいい、死産児については母が、その他（手術肢体）については本人が、本町の住民基本台帳に記録されている場合をいい、その他（胎盤等）については当該使用に係る病院等の事業所の所在地が本町にある場合をいう。	備考 1 「町内」とは、死亡者が死亡時に本町の住民基本台帳に記録又は外国人登録原票に <u>登録</u> されている場合をいい、死産児については母が、その他（手術肢体）については本人が、本町の住民基本台帳に記録又は外国人登録原票に登録されている場合をいい、その他（胎盤等）については当該使用に係る病院等の事業所の所在地が本町にある場合をいう。 2 「町外」とは、前項に定める場合以外のものをいう。
	2 「町外」とは、前項に定める場合以外のものをいう。	